

沖縄県個人情報保護審査会答申第87号 概要

①件名	苦情調査結果通知書に関する報告書等に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年5月23日（受理：令和元年5月27日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部監察課）
④決定年月日	令和元年6月10日（沖監第2069号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>(1) 条例第15条第2号に該当 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある。</p> <p>(2) 条例第15条第3号ウに該当 沖縄県個人情報保護条例施行規則第1条（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）に基づき、開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある。</p> <p>(3) 条例第15条第8号に該当 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
⑦審査請求年月日	令和元年7月5日（受理：令和元年7月5日）
⑧審査請求の趣旨	部分開示決定に不服がある。
⑨審査請求理由要旨	<p>1. 県警当局に何らの不都合もなく、処分を受けた警察官もいないため、苦情申出人が「逆恨み」などによる危害を被ることは考え難く、黒塗りになる理由はない。</p> <p>2. 措置方針不開示と措置結果不記載が適正であるならば、監察対象になるものではないという判断に矛盾のない説明を求める。</p>
⑩諮問年月日	令和元年9月6日（沖公委（広相）第34号）
⑪答申年月日	令和元年12月24日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年6月10日付け沖監第2069号による保有個人情報部分開示決定については、別紙2記載の箇所以外は開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について 実施機関が部分開示決定を行った本件公文書は、法定苦情の事実調査結果及び措置の状況を、沖縄県警察苦情処理要領第8に基づき、担当警部から警務部長及び県警本部長を経由し、公安委員会へ報告する際の文書であることを確認した。</p> <p>(2) 条例第15条第2号について</p> <p>ア 本号の趣旨 本号は、「開示請求者（中略）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報」については不開示とする旨規定している。保有個人情報の性質や開示を受ける本人の状況によっては、開示が必ずしも本人の利益にならないこともあり得ることから、不開示情報と定めたものである。</p> <p>イ 該当性の判断 本件公文書②における不開示とされた箇所は、実施機関の説明では審査請求人も周知の事実であるとのことであり、開示することで審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれはないと思慮されることから条例第15条第2号に該当せず、開示が妥当である。</p>

(3) 条例第15条第3号ウについて

ア 条例第15条第3号ウの趣旨

条例第15条第3号ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を不開示とはしない旨規定しているが、例外的に取り扱う場合として括弧書き（開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）を定めている。

イ 条例第15条第3号ウで定める規則について

沖縄県個人情報保護条例施行規則において条例第15条第3号ウの規則で定める職は、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と定めている。

警部補以下の階級にある警察官は、職務の実働部隊であり、現場における捜査活動等の中核として各種捜査活動等に従事しており、それらの職員が安心して職務に専念するためには、少なくともその氏名が不開示とされる必要がある。

ウ 該当性の判断

本件公文書②における不開示とされた箇所は警部補以下の職員氏名であり、条例第15条第3号ウ括弧書きに該当し、不開示が妥当である。

(4) 条例第15条第8号について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

イ 該当性の判断

(ア) 本件公文書①における不開示とされた箇所は、「起案者」欄に記載された警電番号であり、警電番号は一般に公表されておらず、実施機関内部や関係機関との連絡に使用されるものであり、開示することで実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第15条第8号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件公文書②における不開示とされた箇所は、1枚目「取扱担当者」欄に記載された警電番号、3枚目中段から15枚目までの「調査結果」欄及び15枚目から16枚目までの「措置方針」欄の部分である。

警電番号は、上述のとおり条例第15条第8号に該当し、不開示が妥当である。

3枚目中段から15枚目までの「調査結果」欄について内容を確認すると、審査請求人に係る器物損壊被疑事件及び損害賠償額確認請求事件における経緯、判決文からの引用や要約、判決文から導き出される判断及び調査の結論が記載されているものである。

判決文からの引用、要約については、判決文自体が当然ながら審査請求人にも交付されていることから、本件開示請求においてその引用、要約を開示しても苦情申出制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、監察自体における監察官の判断や調査の結論については、確かに実施における支障のおそれを考慮しうるが、こと本件においては、既に「苦情申出者への回答」に記載がされて審査請求人に開示されているため、開示しても問題ないと考える。

以上のことから、これらの記載はいずれも条例第15条第8号に該当せず、開示が妥当である。

(5) 本件公文書②における「措置結果」欄不記載について

本件公文書②における「措置結果」欄不記載については、既に実施機関から「措置結果」欄が記載された文書の情報提供がなされていることから、審査会では審議しない。